

原子力施設等におけるトピックス  
(令和5年12月18日～12月25日)

令和5年12月27日  
原子力規制庁

○令和5年12月18日～12月25日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和5年12月18日～12月25日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
12月18日	関西電力株式会社	美浜発電所	美浜発電所3号機の運転上の制限からの逸脱・復帰について	LCO逸脱(18日12:20) LCO復帰(18日18:00)
12月23日	関西電力株式会社	美浜発電所	美浜発電所3号機の運転上の制限からの逸脱・復帰について	LCO逸脱(23日13:45) LCO復帰(23日14:28)

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

- ・中国電力株式会社 島根原子力発電所における協力会社作業員の死亡事故の発生について(12月21日発表)
- ・東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 大湊側竜巻固縛装置制御盤の焦げ跡の発見について(12月25日発表)

(別紙1)美浜発電所3号機の運転上の制限からの逸脱・復帰について(当庁HP及び事業者公表資料)

(別紙2)美浜発電所3号機の運転上の制限からの逸脱・復帰について(当庁HP、事業者公表資料、及び原子炉設置許可申請書)

(別紙3)島根原子力発電所における協力会社作業員の死亡事故の発生について(事業者公表資料)

(別紙4)柏崎刈羽原子力発電所 大湊側竜巻固縛装置制御盤の焦げ跡の発見について(事業者公表資料)

**緊急情報**

24時間以内に緊急情報はありません。

[緊急時ホームページ/メール登録](#)**情報提供**

3日以内に情報提供はありません。

[緊急時ホームページ/メール登録](#)

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [原子力施設別表示](#)
[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [関西電力\(株\)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年12月18日

## 関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年12月18日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、保安規定に定める燃料油移送ポンプの台数を確保できなくなったことによるものです。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

**関係資料**
 [美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：180KB】](#)
**関係ページ**
[関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)
**お問い合わせ先**

原子力規制庁  
 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
 担当：小野、高木

電話(直通) **03-5114-2262** 電話(代表) **03-3581-3352**

## 美浜発電所3号機における運転上の制限の逸脱および復帰について

2023年12月18日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（第27回定期検査中）は、12月9日から燃料油移送ポンプ※<sup>1</sup>の点検を実施していました。

本作業は燃料装荷開始までに完了させる作業計画となっておらず、12月17日に燃料装荷を開始して以降も作業を継続していました。

このため、燃料装荷の開始以降、保安規定に定めるポンプの台数を確保できなくなったことから、12月18日12時20分に保安規定の運転上の制限※<sup>2</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

その後、燃料油移送ポンプの点検作業を完了し、動作可能な状態に復旧したことから、本日18時00分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

プラントの状況に異常はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。

現在、原因の詳細について、調査を行っています。

- ※1 重大事故等発生時において、燃料油貯蔵タンクの燃料油を空冷式非常用発電装置等に移送するための手段の一つとして使用するポンプ。
- ※2 運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

以上

85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー  
および燃料油移送ポンプによる燃料補給設備

## (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限	
燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が $360 \text{ m}^3$ ※ <sup>1</sup> 以上あること (2) 可搬式オイルポンプの所要数が使用可能であること (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること (4) 燃料油移送ポンプの所要数が使用可能であること	
適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク	$360 \text{ m}^3$ ※ <sup>1</sup>
	可搬式オイルポンプ	2台※ <sup>2</sup>
	タンクローリー	3台※ <sup>3</sup>
	燃料油移送ポンプ	2台

※1：燃料油貯蔵タンク2基分。

※2：空冷式非常用発電装置の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台含む。

※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台含む。

## (2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
可搬式オイルポンプ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械保修課長
燃料油移送ポンプ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械保修課長

## (3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間
	B. 可搬式オイルポンプ、タンクローリーまたは燃料油移送ポンプの所要数を満足していない場合	B.1 電気保修課長または機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 電気保修課長または機械保修課長は、代替措置※ <sup>4</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間 48時間

## (3) 要求される措置（続き）

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> を動作不能 <sup>※6</sup> とみなす。	速やかに
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに
	B. 可搬式オイルポンプ、タンクローリーまたは燃料油移送ポンプの所要数を満足していない場合	B.1 電気係課長または機械係課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 電気係課長または機械係課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに

※4：代替品の補充等。

※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。

※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

- 第 89 条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>※1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>※2</sup>。なお、運用方法については、表 88-1 の例に準拠するものとする。
2. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>※2</sup>。
  3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、表 89-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合は、同表に定める点検時の措置<sup>※1</sup>を実施する。
  4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 88 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
  5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく点検・保守を行う場合、関係課（室）長と協議し実施する。
  6. 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点と点検・保守に対する完了時間の起点とする。
  7. 第 1 項を実施する場合、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置<sup>※3</sup>を順次実施し、その全てが終了した時点から 2 4 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
  8. 第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第 88 条第 3 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および第 10 項に準拠する。なお、第 3 項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。
  9. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第 1 項または第 3 項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第 2 項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。
  10. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は当直課長に通知する。
  11. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第 2 項に基づく点検・保守および第 3 項において、完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。

表 89-1 (続き)

関連条文	点検対象設備	第 89 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 85 条 (85-15-3)	蓄電池 (3 系統目)	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。</li> <li>・ 所要の空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認する。</li> </ul>	点検前 <sup>※4</sup>
第 85 条 (85-15-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替所内電気設備分電盤</li> <li>・ 代替所内電気設備変圧器</li> </ul>	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。</li> </ul>	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 日に 1 回
第 85 条 (85-15-6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料油貯蔵タンク</li> <li>・ 燃料油移送ポンプ</li> </ul>	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 2 回線以上の電圧が確立していること、および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</li> </ul>	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回
第 85 条 (85-16-1)	原子炉下部キャビティ水位	モード 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。</li> <li>〈代替パラメータ①〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</li> </ul> </li> <li>〈代替パラメータ②〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料取替用水タンク水位</li> <li>・ 復水タンク水位</li> <li>・ 格納容器スプレ流量積算</li> <li>・ 恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算</li> <li>・ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算</li> </ul> </li> </ul>	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 日に 1 回

※ 4 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上へ制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

※ 5 : 「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基<sup>※ 6</sup>を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 89 条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

※ 6 : モード 1、2、3 および 4 以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

※ 7 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※ 8 : 「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置 1 台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

**緊急情報**

24時間以内に緊急情報はありません。


[緊急時ホームページ/メール登録](#)
**情報提供**

3日以内に情報提供はありません。


[緊急時ホームページ/メール登録](#)

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [原子力施設別表示](#)
[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [関西電力\(株\)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年12月23日

## 関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年12月23日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、予備変圧器のしゃ断機が開放し、予備変圧器を経由した外部からの受電ができない状態となったことによるものです。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

**関係資料**

[美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱・復帰について【PDF：521KB】](#)
**関係ページ**
[関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)
**お問い合わせ先**

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田

担当：小野、小林

電話（直通）

03-5114-2262

電話（代表）

03-3581-3352



## 美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱・復帰について

2023年12月23日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（第27回定期検査中）は、本日、13時44分に77kV受電保護リレー動作の警報<sup>※1</sup>が発信し、予備変圧器のしゃ断器が開放しました。このことにより、予備変圧器を経由した外部からの受電ができない状態となったため、13時45分に保安規定の運転上の制限<sup>※2</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

原因は、他社の送電線の一部で停電が発生したことによるものです。その後、送電線が復旧して予備変圧器に異常がないことを確認したことから、14時23分にしゃ断器を投入し、14時28分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

プラントの状態に問題はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。

- ※1：過大な電流など送電線の異常から予備変圧器を保護するために働く安全装置が動作したこと示す警報。
- ※2：運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

以 上

## （外部電源）

第 73 条 モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源<sup>※1</sup>は、表 73-1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1 週間に 1 回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 2 回線以上の電圧が確立していること、および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。

変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。

また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77 kV 送電線の電流値を確認する。

3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 73-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※ 1 : 外部電源とは、電力系統からの電力を第 79 条および第 80 条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。

表 73-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1) 2 回線 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>
	(2) (1) の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していること <sup>※4</sup>

※ 2 : 外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。

※ 3 : 送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

※ 4 : 独立性を有するとは、「送電線の上流において 1 つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。

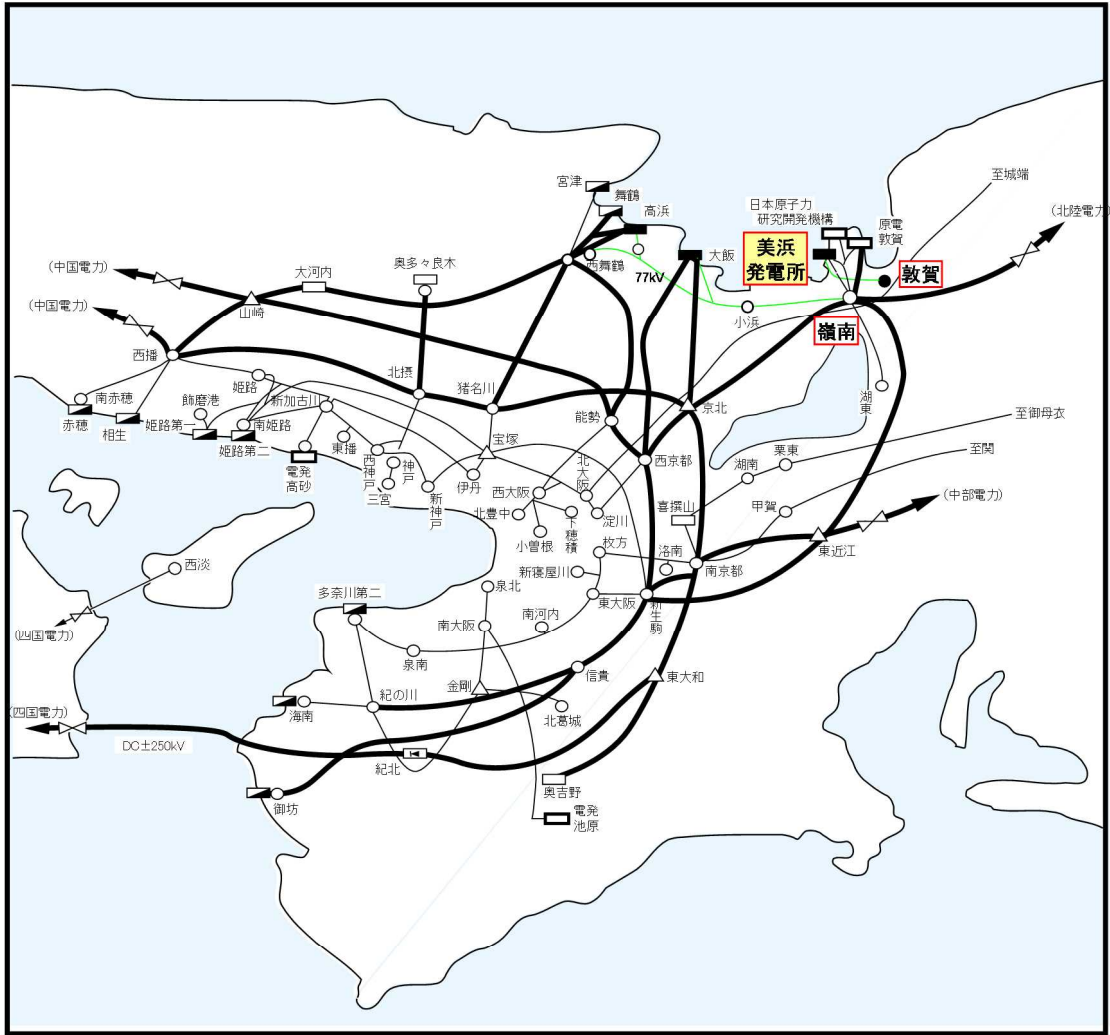
表 7 3 - 2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A. 1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※5</sup> を確認する。 および A. 2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  30日
B. 動作可能な外部電源が1回線である場合	B. 1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※5</sup> を確認する。 および B. 2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  10日
C. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 <sup>※6</sup>	C. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する <sup>※6</sup> 。	12時間
D. 全ての外部電源が動作不能である場合	D. 1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間
E. モード1、2、3および4において、条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直課長は、モード3にする。 および E. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間  56時間
F. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※7</sup> 。 および F. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および F. 3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに  速やかに  速やかに

※5：電流値の確認については、77kV 送電線の電流値を確認する。（予備変圧器から所内負荷へ給電時）

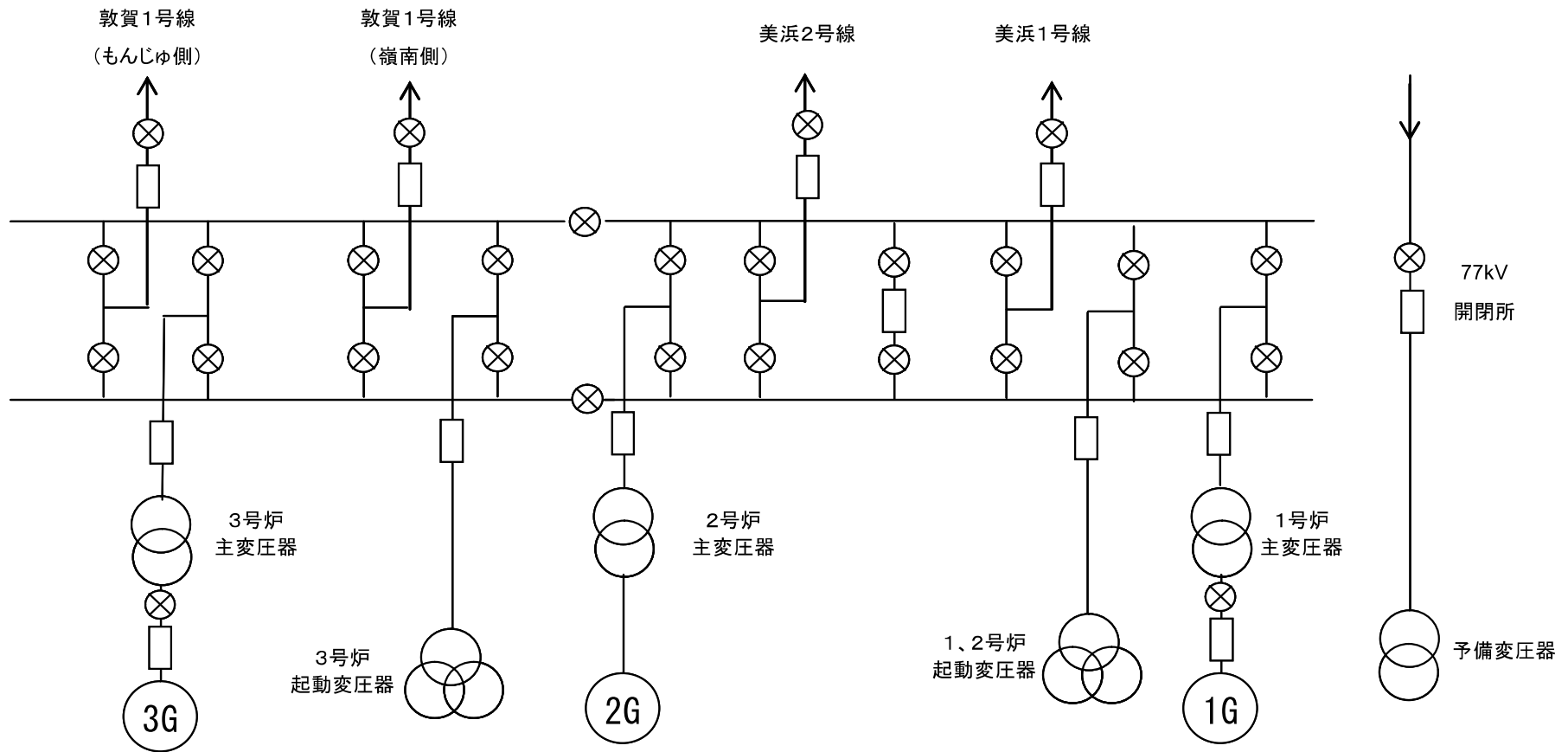
※6：モード1、2、3および4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。

※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。



既設設備	送電線			自社発電所			他社発電所	自社変電所	他社変電所	開閉所	変換所	連系点
	500kV	275kV ~ 187kV	77kV	原子力	火力	水力						
	—	—	—	■	▤	▥	▭	○	●	△	▩	⊗

第 10.3.1 図 送電系統図（平成 27 年 2 月時点系統図）



第 10.3.2 図 特高開閉所単線結線図

## Press Release



2023年12月21日  
中国電力株式会社

### 島根原子力発電所における協力会社作業員の死亡事故の発生について

本日14時30分頃、島根原子力発電所2号機の廃棄物処理建物(放射線管理区域外)下部(地下部分)において、同建物の基礎を強化するための地盤掘削作業に従事していた協力会社の作業員が、落下したコンクリート塊の下敷きになりました。

事故発生当時、被災者(男性、63歳)は意識がなく、救急車で病院に搬送しましたが、15時42分に搬送先の病院で死亡が確認されました。

お亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

今後、事故原因を究明し、再発防止を確実に図ってまいります。

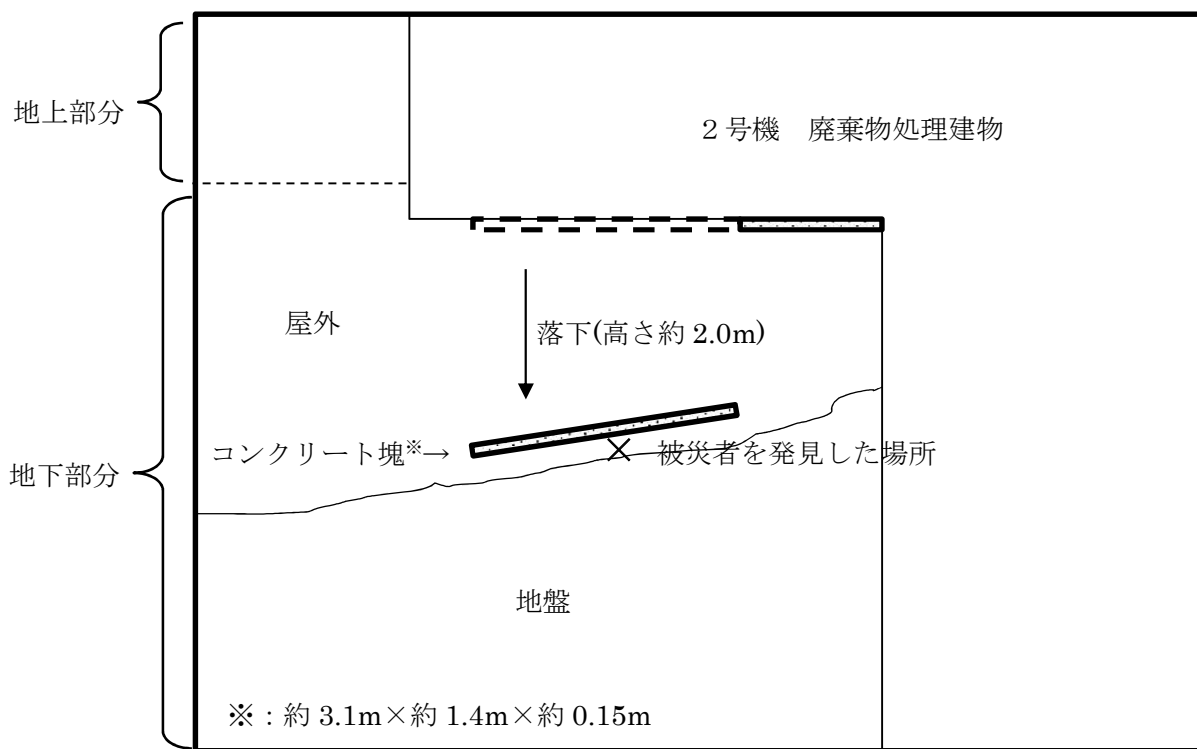
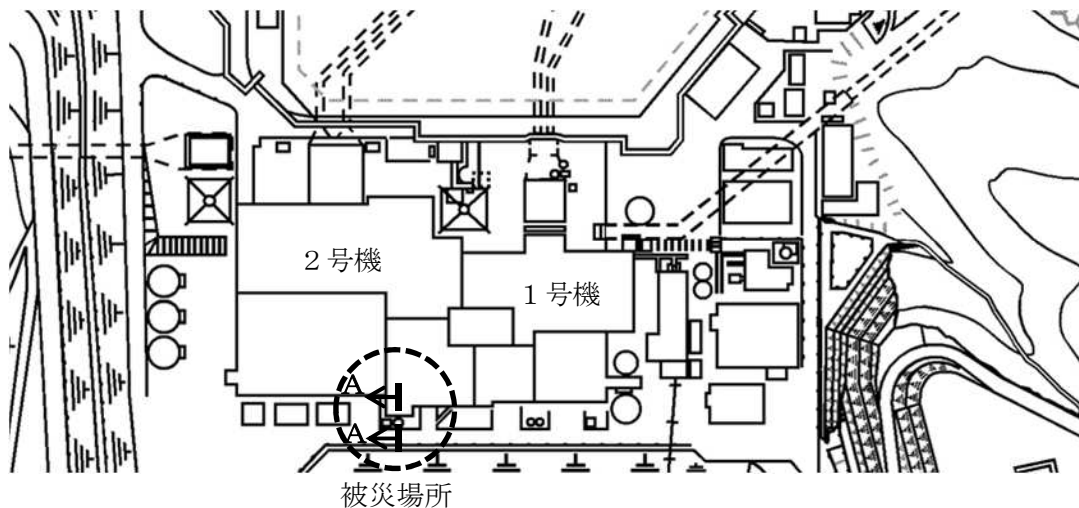
なお、本件による廃棄物処理建物の健全性への影響はありません。

以上

(添付資料)

別紙：事故発生時の状況

事故発生時の状況



A - A 断面

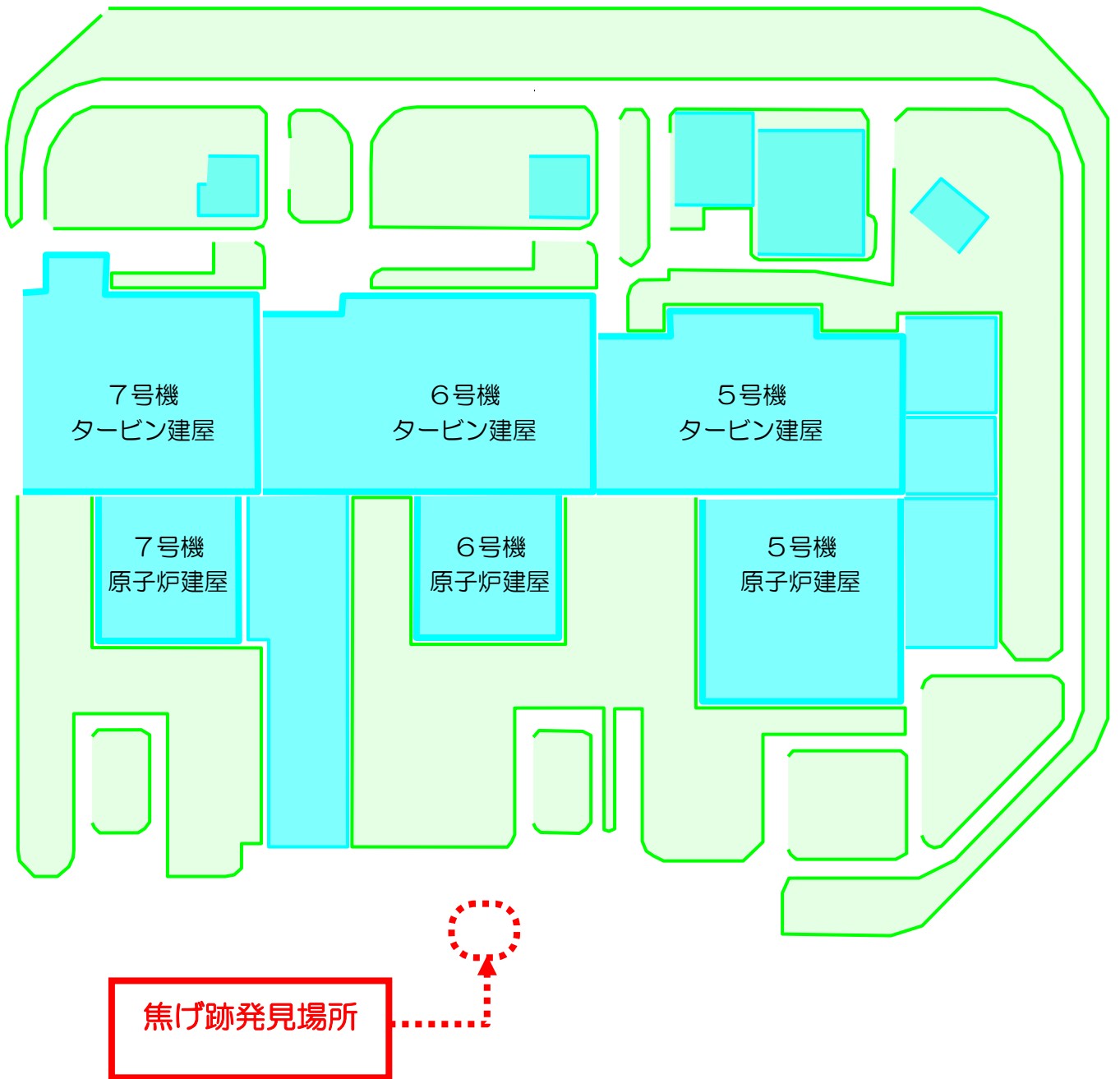
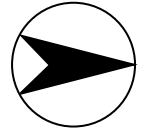
2023年12月25日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

**区分：検討中**

号機	—	
件名	大湊側竜巻固縛装置制御盤の焦げ跡の発見について	
不適合の概要	<p>12月25日午後3時4分頃、大湊側屋外に設置している竜巻固縛装置を点検していた当社社員が、付近にある制御盤内に焦げ跡を確認しました。</p> <p>その後、現場確認を行った結果、消防による確認が必要と判断したため、午後4時21分頃、一般回線にて公設消防に連絡しました。</p> <p>公設消防にて現場確認の結果、午後5時30分頃に詳細な分解点検を実施しないと火災か否かの判断がつかないとの見解をいただきました。</p> <p>本事象による外部への放射能の影響はありません。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>後日、公設消防立ち合いの下、詳細な点検を実施し、火災か否かの判断が判明次第、お知らせいたします。</p>	



発生場所概略図



柏崎刈羽原子力発電所 大湊側 屋外